

独立行政法人国民生活センター法案参照条文

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（目的等）

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2（略）

（名称）

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

（目的）

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

（事務所）

第六条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2（略）

（財産的基礎）

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

（独立行政法人評価委員会）

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 (略)
- (役員)
- 第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。
- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
 - 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。
- (役員職務及び権限)
- 第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 個別法で定める役員（法人の長を除く。）は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
 - 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。
 - 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
 - 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。
- (役員任期)
- 第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- (業務の範囲)
- 第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。
- (中期目標)
- 第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 (略)

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金限度額
- 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3~5 (略)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をつめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する剰余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

○国家公務員共済組合法(昭和三十三年五月一日法律第二百二十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）

ロ 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この号、第十二条第一項及び第四十一条第二項において同じ。）以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要しない者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含むものとする。）

二〇七（略）
二〇八（略）
二〇九（略）

○国家公務員宿舎法（昭和二十四年五月三十日法律第百十七号）（略）
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国等 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

二 職員 次に掲げる者をいう。

イ 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定める者を含む。）

ロ 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）

二一〇（略）
二一一（略）

○国民生活センター法（昭和四十五年法律第九十四号）

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 役員等（第七条 第十七条）

第三章 業務（第十八条・第十九条）

第四章 財務及び会計（第二十条 第二十八条）

第五章 監督（第二十九条・第三十条）

第六章 雑則（第三十一条・第三十二条）
第七章 罰則（第三十三条・第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なうことを目的とする。

（法人格）

第二条 国民生活センター（以下「センター」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 センターは、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条 センターの資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 二億円

二 別表に掲げる土地及びその定着物の価格の合計額に相当する金額

三 附則第七条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額

2 政府は、センターの設立に際し、二億円と前項第二号の金額との合計額を出資するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、センターに追加して出資することができる。

4 センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 政府は、第三項の規定によりセンターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

6 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

7 前項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（登記）

第五条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、センターについて準用する。

第二章 役員等

(役員)

第七条 センターに、役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の仕事及び権限)

第八条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、センターを代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員の仕事)

第九条 会長、理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の仕事)

第十条 会長、理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の仕事)

第十一条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の仕事)

第十二条 内閣総理大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(役員の仕事)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたとき

は、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四条 センターと会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(運営協議会)

第十五条 センターに、運営協議会を置く。

2 会長は、センターの業務の運営の基本方針及び毎事業年度の事業計画について、あらかじめ、運営協議会の意見をきかなければならない。

3 運営協議会は、前項に規定する事項のほか、センターの業務の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて審議し、又は会長に意見を述べることができる。

4 運営協議会は、委員三十人以内で組織する。

5 委員は、センターの業務に関し学識経験を有する者並びに関係行政機関の職員及び地方公共団体の長のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6 学識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

7 委員は、再任されることができる。

(職員の任命)

第十六条 センターの職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第十八条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 国民生活の改善に関する情報を提供すること。
- 二 国民生活に関する苦情、問合せ等に対して情報を提供すること。
- 三 前二号に掲げる業務に類する業務を行なう行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。
- 四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行なうこと。
- 五 国民生活に関する情報を収集すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第十九条 センターは、内閣総理大臣の認可を受けて、前条第四号に掲げる業務の委託を受け、又は同号から同条第六号までに掲げる業務の一

部を委託することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十一条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第二十二条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 センターは、第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書又はこれらの要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の業務報告書、決算報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、内閣府令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十三条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十四条 センターは、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第二十五条 センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十六条 センターは、内閣府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第二十七条 センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(内閣府令への委任)

第二十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第二十九条 センターは、内閣総理大臣が監督をする。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員にセンターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十一条 センターの解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第三十二条 内閣総理大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十一条、第二十四条第一項若しくは第二項ただし書又は第二十六条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十二條第一項又は第二十七條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十五條第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第二十六條又は第二十八條の規定による内閣府令を定めようとするとき。

第七章 罰則

第三十三条 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第二十五条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。
- 五 第二十九条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

附則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。